職員体制について配慮し、児童の発達に応じた保育を行う必要がある。また、保護者への支援が必要な場合は、保護者との連絡を密にすることや、必要な支援が行えるよう関係機関と連携していくことが必要と考える。

問 認定こども園は、自己評価、外部評価の公表等を通じて教育および保育の質の向上に努めるとあるが、評価における施設側のデメリットは。

答 自己評価については、客観性が保たれないこと、外部評価については、施設を選択する際の基準となり、入所申請等の偏在化の懸念がデメリットとして考えられる。

議案第102号 児童発達支援センター条例

【やまぶき会】【公明党】【市民フォーラム】【日本共産党】

問 従来のあけぼの・ひかり児童園の事業と比較して充実が図られる事業は。

答 通園による児童発達支援以外に、新規に、集団生活適応のための保育所等訪問支援、心身の発達や障害に関する基本相談支援、福祉サービスの利用を支援する障害児相談支援および計画相談支援などを実施することで、地域を支援する機能の充実等を図っていきたい。

問 障害児かどうか分からない段階の子どもやその保護者の利用は。

答 児童発達支援や保育所等訪問支援の利用には、障害児通所給付決定が必要であり、障害者手帳や医師の診断書等による確認を要するが、発達等が気になる段階の場合には、相談支援や言語訓練等の個別支援で継続的にフォローしていくことも可能である。

……

問 施設の新築移転に当たり、利用者の保護者等には、これまでどのように説明を行ってきたのか？

答 保護者会や施設整備の説明会などの意見交換やアンケート調査により新施設への要望等を聴き、できる限り基本計画や設計に反映するよう努めてきた。事業の進捗状況についても保護者会の場で逐次報告を行ってきた。

問 開園に向けての今後のスケジュールは？

答 事業を開始するために指定申請が必要となり、申請に当たっては、実施事業を規定した条例等を提示する必要がある。条例が可決されたのち、児童発達支援および保育所等訪問支援については、県と協議を進めていく。障害児相談支援、計画相談支援および基本相談支援については、市関係課と協議を進めていく。

……

問 専門性の高い業務が多く臨床心理士などの人材も必要だが、職員体制について条例に規定する必要はないのか。

答 本条例は、公の施設としての設置やその管理に関する事項を規定するものであり、職員体制等の運営面に係る規定は規則等で定めるものと考えている。職の設置に係る規定については、今後、検討していきたい。

問 児童発達支援センターのこれからの方向性について伺う。

答 新たな児童発達支援センターは、相談支援機能、地域支援機能、通所支援機能の3つを柱として事業を進めていく。障害のある児童や家族が必要な支援を受けられるよう、地域の保育所や幼稚園、地域療育センター、医療機関、民間通所支援事業所等と連携していきたい。

……

問 費用負担についてどのように検討したのか。

答 庁内の検討組織で計7回会議を開催し検討した。法定サービスは基準算定額により費用を求め、市単独事業は無料とした。

問 市民や利用者の声をどのように反映させたのか。

答 利用者や施設職員、有識者に意見を聴き、施設整備計画を策定した。主な内容は、児童が過ごす指導室や遊戯室を南向きの1階に配置したこと、現行より多い言語聴覚室や訓練室、立位や座位が困難な児童のための床暖房の整備などである。

問 新たな施設を設置することによる効果を伺う。

答 狭あい化した施設の改善等が図られ、送迎等の利便性が向上する。さらに、新たな地域支援の事業で関係機関との連携を進めることで、障害児支援環境の充実が図られる。

議案第103号 国民健康保険税条例の一部改正

【日本共産党】

問 国保加入者の所得状況はどうなっているか。

答 平成30年度の当初課税で被保険者1人当たりの総所得金額は、89万4787円、1世帯当たり140万9937円である。

問 モデルケースではどう増額となるのか。

答 50代夫婦2人家族では、所得100万円で9900円増、所得200万円で1万7300円増、所得300万円で2万8100円の増である。

問 市は国に対しどのような要望をしているのか。

答 国保への国庫負担の一層の増額、毎年約3400億円の公費投入、子どもに係る均等割保険料軽減制度創設等を要望した。